

【私立高等学校等に在籍する生徒、保護者の方へ】 奨学のための給付金（家計急変）のご案内

滋賀県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校生等がいる低所得世帯（道府県民税所得割および市町村民税所得割非課税）に対し、「奨学のための給付金」を支給します。

令和5年度に家計が急変したことにより要件に相当すると認められる場合も対象となります。

対象世帯

以下のすべてに該当する世帯

- ☐ 対象の私立高校生等が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科の生徒への修学支援のいずれかを受ける資格を有すること。
- ☐ 保護者等が**滋賀県内に住所を有すること**。
- ☐ 家計が急変したことにより**「保護者等の全員が道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当する(※)**と認められること。

注：令和5年度において道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯は通常申請の対象になります。

注：定年退職等は家計急変の対象になりません。

(※)家計急変により令和5年の年間収入見込の推計が基準以下となること。

(基準)保護者等の所得割見込が非課税の世帯の例

同一生計配偶者および扶養親族の人数	なし (本人のみ)	1人	2人	3人	4人
給与収入見込	1,000,000円以下	1,703,999円以下	2,215,999円以下	2,715,999円以下	3,215,999円以下
総所得金額見込	450,000円以下	1,120,000円以下	1,470,000円以下	1,820,000円以下	2,170,000円以下

給付額(年額)

世帯区分		全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯に相当する場合	第1子	137,600円	52,100円	52,100円
	第2子以降	152,000円		

※7月1日までに家計が急変し、8月31日までに申請があった場合は年額を支給

※7月2日以降に家計が急変した場合は、申請があった日の翌月以降の月数に応じて算定
例)私立(全日制)・第1子の場合

○9月申請の場合 → $137,600円 \times 6月(10月 \sim 翌年3月) / 12月 = 68,800円$

申請方法、締切

- 申請書に必要書類を添えて、提出期限までに滋賀県へ提出してください。
- 滋賀県への提出期限は、滋賀県ホームページに掲載します。
- 提出に際しては、県内校は学校経由で提出、県外校は学校経由または滋賀県へ直接提出の場合がありますので学校の指示により提出をお願いします。
- 申請書および添付書類等の必要書類についてはホームページに掲載しますので <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kyouiku/11034.html> からダウンロードしてください。

問い合わせ先・申請書提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
滋賀県総務部私学・県立大学振興課 私立学校係 電話：077-528-3271

奨学のための給付金対象確認シート
以下の質問事項には、はい、いいえでお答えいただき該当を確認してください

